

一般競争入札の公告（電子入札案件）

広島高速 5 号線舗装その他工事

次のとおり一般競争入札（電子入札案件）に付します。

令和 7 年 9 月 9 日

広島高速道路公社 理事長 友道 康仁

1 工事概要

- (1) 工 事 名 広島高速 5 号線舗装その他工事
- (2) 工事場所 広島市東区温品町外
- (3) 工事内容 本件工事はトンネル区間及び橋梁区間等の舗装及び構造物設置等を行うものである。

工事延長 L=4,377m

連続鉄筋コンクリート舗装工	A=18,470m ²
排水性舗装工（表層）	A=21,895m ²
床版防水工	A=4,870m ²
監視員通路縦壁付くい水路	L=1,749m
トンネル塗装工	A=7,130m ²
繊維補強ポリエチレン管（融着接合）据付	L=1,786m
角型多条電線管敷設（75・50）	L=48,293m

- (4) 工 期 契約締結の日から令和 9 年 4 月 15 日まで

(5) 入札方式

本件工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）である。

(6) 契約後の技術提案

本件工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式工事である。

(7) 積算内容の補正

本件工事は月単位の週休 2 日適用工事（発注者指定方式）である。

本件工事の単価適用日は入札時点（令和 7 年 10 月）により積算するものとする。

本件工事における広島高速道路公社建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 25 条第 5 項（単品スライド条項）の運用については、令和 4 年 6 月 30 日付けで広島県が通知している「資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について（お知らせ）」を適用する。

2 競争参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者で自主結成の方法により構成されている共同企業体であって広島高速道路公社から本件工事に関する共同企業体として資格認定を受けた者、又は要件をすべて満たしている単体企業であること。なお、単体企業は、本件工事の入札に参加する共同企業体の構成員となることはできない。

【共同企業体の場合】

(1) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体の構成員は 2 者又は 3 者とする。

イ 各構成員の出資割合は均等割りの 10 分の 6 以上とし、代表構成員の出資割合は他の構成員の出資割合を下回ってはならない。

ウ 共同企業体を結成した構成員は、本件工事において他の共同企業体の構成員となることができない。

(2) 共同企業体の各構成員の共通資格要件

ア 公告の日において、広島高速道路公社における「舗装工事」に係る令和 7・8 年度建設工事競争入札参加資

格の認定を受けていること。

イ 広島高速道路公社契約細則第2条に該当していないこと。

ウ 建設業法(昭和24年法律第100号)別表の上欄に掲げる舗装工事(以下「舗装工事」という。)について、建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

ただし、下請契約が5,000万円(建築工事業の場合は8,000万円)未満の場合は、一般建設業の許可で差し支えない。

エ 次のいずれにも該当していないこと。

(ア) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島高速道路公社が別に定める手続に基づく入札参加資格の再認定を受けていない者

(イ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島高速道路公社が別に定める手続に基づく入札参加資格の再認定を受けていない者

(ウ) 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者

オ 公告の日から開札の日までの間において、広島高速道路公社の指名停止措置を受けていない者であること。

カ 公告の日から開札の日までの間において、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分(本件工事の入札に参加し、又は本件工事の請負人となることを禁止する内容を含まない処分を除く。)を受けていない者であること。

キ 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において次に掲げる(ア)から(ウ)に該当しない者であること。

なお、「本件工事に係る設計業務等の受託者」とは、株式会社福山コンサルタント及び日本シビックコンサルタント株式会社である。

(ア) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

(イ) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

(ウ) 建設業者の従業員等が本件工事に係る実施設計に協力して入札の適正さが阻害されるなど、当該受託者との間において特別な提携関係があると認められる者

ク 他の入札参加申請者(特定共同企業体を対象に入札を行う場合は、自らを構成員とする特定共同企業体の他の構成員を除く。以下同じ。)と次のいずれの関係にある者でないこと。

(ア) 他の入札参加申請者の親会社(会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)

(イ) 他の入札参加申請者の子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)

(ウ) 他の入札参加申請者の親会社の子会社

(エ) 役員又は管財人(会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。以下同じ。)が他の入札参加申請者の役員又は管財人を兼ねている者

(オ) 代表権を有する者同士が夫婦、親子及び兄弟姉妹の関係にある者

(3) 共同企業体の代表構成員の資格要件

ア 公告の日において、広島高速道路公社における「舗装工事」に係る令和7・8年度建設工事競争入札参加資格の認定を有する者であること。

イ 国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社及び地方道路公社の発注工事において、平成27年度以降に、元請け又は共同企業体の構成員として完成及び引渡し完了した、次の要件を満たす工事(以下「同種工事①」という。)の施工実績を有すること。

なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が30%以上であるものに限る。

同種工事①：高速道路又は自動車専用道路における連続鉄筋コンクリート舗装工事

ウ 次に掲げる要件をすべて満たす監理技術者又は主任技術者を本件工事に専任で配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。

また、同項ただし書きに該当する場合は、配置予定技術者が監理技術者にあつては兼務できる件数は2工事現場とし、兼務できる範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場への巡回、主要な工程の立会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする。

また、配置予定技術者が主任技術者で、兼務制限の緩和を受けようとする場合にあつては、別途定める「主任技術者等の兼務制限の緩和についての1(2)」による(当該取扱い、広島高速道路公社のホームページ(<https://www.h-exp.or.jp/>)「技術管理」≫「技術管理資料」≫「要領・基準等」の項目に記載。)

(ア)「舗装工事業」について、監理技術者を配置する場合は、建設業法第15条第2号イ又はハに該当する者。

主任技術者を配置する場合は、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。ただし、監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証を統合していない者は、両方を有するものであること。

(ウ) 上記2【共同企業体の場合】(3)イに掲げる要件を満たす工事において、監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者（以下「監理技術者等」という。）として施工経験を有する者

(エ) 入札参加申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

なお、恒常的な雇用関係とは、競争参加資格確認申請書提出日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。

(4) 共同企業体の代表構成員以外の構成員の資格要件

ア 公告の日において、広島高速道路公社における「舗装工事」に係る令和7・8年度建設工事競争入札参加資格の認定を有する者であること。

イ 国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社及び地方道路公社の発注工事において、平成27年度以降に、元請け又は共同企業体の構成員として完成及び引渡し完了した、次の要件を満たす工事（以下「同種工事②」という。）の施工実績を有すること。

なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が30%以上であるものに限る。

同種工事②：高速道路又は自動車専用道路における排水性舗装工事

ウ 次に掲げる要件をすべて満たす主任技術者を本件工事に専任で配置できること。

ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。

また、主任技術者が、兼務制限の緩和を受けようとする場合にあつては、別途定める「主任技術者等の兼務制限の緩和についての1(2)」による（当該取扱い、広島高速道路公社のホームページ（<https://www.h-exp.or.jp/>）「技術管理」≫「技術管理資料」≫「要領・基準等」の項目に記載。）。

(ア) 「舗装工事業」について、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者。

(イ) 上記2【共同企業体の場合】(4)イに掲げる要件を満たす工事において、監理技術者等として施工経験を有する者

(ウ) 入札参加申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

なお、恒常的な雇用関係とは、競争参加資格確認申請書提出日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。

【単体企業の場合】

(1) 入札参加者の資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

ア 公告の日において、広島高速道路公社における「舗装工事」に係る令和7・8年度建設工事競争入札参加資格の認定を受け、広島県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の本店又は支店等（継続して入札に関すること等の委任を受けているものに限る。）を有する者であること。

イ 広島高速道路公社契約細則第2条に該当していないこと。

ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）別表の上欄に掲げる舗装工事（以下「舗装工事」という。）について、建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

ただし、下請契約が5,000万円（建築工事業の場合は8,000万円）未満の場合は、一般建設業の許可で差し支えない。

エ 次のいずれにも該当していないこと。

(ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島高速道路公社が別に定める手続に基づく入札参加資格の再認定を受けていない者

(イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島高速道路公社が別に定める手続に基づく入札参加資格の再認定を受けていない者

(ウ) 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者

オ 公告の日から開札の日までの間において、広島高速道路公社の指名停止措置を受けていない者であること。

カ 公告の日から開札の日までの間において、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分（本件工事の入札に参加し、又は本件工事の請負人となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていない者であること。

キ 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において次に掲げる(ア)から(ウ)に該当しない者であること。

なお、「本件工事に係る設計業務等の受託者」とは、株式会社福山コンサルタント及び日本シビックコンサルタント株式会社である。

(ア) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

(イ) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

(ウ) 建設業者の従業員等が本件工事に係る実施設計に協力して入札の適正さが阻害されるなど、当該受託者との間において特別な提携関係があると認められる者

ク 他の入札参加申請者と次のいずれかに関係にある者でないこと。

(ア) 他の入札参加申請者の親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）

(イ) 他の入札参加申請者の子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）

(ウ) 他の入札参加申請者の親会社の子会社

(エ) 役員又は管財人（会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。以下同じ。）が他の入札参加申請者の役員又は管財人を兼ねている者

(オ) 代表権を有する者同士が夫婦、親子及び兄弟姉妹の関係にある者

(2) 国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社及び地方道路公社の発注工事において、平成27年度以降に、元請け又は共同企業体の構成員として完成及び引渡しが完了した、次の要件を満たす工事（以下「同種工事」という。）の施工実績を有すること。

なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が30%以上であるものに限る。

同種工事：高速道路又は自動車専用道路における連続鉄筋コンクリート舗装工事

(3) 次に掲げる要件をすべて満たす監理技術者又は主任技術者を本件工事に専任で配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。

また、同項ただし書きに該当する場合は、配置予定技術者が監理技術者にあつては兼務できる件数は2工事現場とし、兼務できる範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場への巡回、主要な工程の立会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする。

また、配置予定技術者が主任技術者で、兼務制限の緩和を受けようとする場合にあつては、別途定める「主任技術者等の兼務制限の緩和についての1(2)」による（当該取扱いは、広島高速道路公社のホームページ（<https://www.h-exp.or.jp/>）「技術管理」≫「技術管理資料」≫「要領・基準等」の項目に記載。）。

ア 「舗装工事業」について、監理技術者を配置する場合は、建設業法第15条第2号イ又はハに該当する者。主任技術者を配置する場合は、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者であること。

イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。ただし、監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証を統合していない者は、両方を有するものであること。

ウ 上記2【単体企業の場合】(2)に掲げる要件を満たす工事において、監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者として施工経験を有する者

エ 入札参加申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

なお、恒常的な雇用関係とは、競争参加資格確認申請書提出日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。

3 総合評価に関する事項

(1) 本件工事においては、入札後に落札者決定保留を行い、入札参加者より提出された競争参加資格申請書（様式1）を用いて総合評価を行う。

なお、調査基準価格に満たない入札があった場合の取扱いについては、6(1)（調査基準価格に満たない入札があった場合の取扱い）による。

(2) 本件工事の総合評価に関する評価項目及び評価の着目点は、次のとおりである。（最大加算点30点）

ア 企業の実績・能力（共同企業体の場合は、代表構成員の実績・能力を評価）

(ア) 令和5年度以降に元請け又は共同企業体の構成員として完成及び引渡しが完了した、舗装工事における

広島高速道路公社の優良工事表彰、中国地方整備局の局長表彰、広島県及び広島市の特別表彰の実績有り（対象工事は、国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社及び地方道路公社の発注工事に限る。ただし、資本関係のある発注者からの表彰を除く。また、共同企業体の構成員としての表彰は、出資割合が30%以上であるものに限る。）で2点を与える。ただし、感謝状については対象外とする。

- (イ) 令和4年度以降に元請け又は共同企業体の代表構成員として完成及び引渡し完了した2【共同企業体の場合】(3)及び2【単体企業の場合】(2)に示す同種工事における工事成績評定点（対象工事は、国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社及び地方道路公社の発注工事に限る。ただし、資本関係のある発注者からの工事成績評定点を除く。）について評価する。工事成績評定点の3件の平均点が80点以上で4点、70点を超え80点未満で $4.0 \times (\text{評定点} - 70) \div 10$ 点を与える。ただし、70点以下は加点しない。

なお、件数が3件に満たない場合は、残りの件数を全て65点とする。

イ 配置予定技術者の実績・能力（共同企業体の場合は、代表構成員の実績・能力を評価）

- (ア) 平成29年度以降に元請け又は共同企業体の代表構成員として完成及び引渡し完了した、舗装工事における主任（監理）技術者又は現場代理人としての工事成績評定点（対象工事は、国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社及び地方道路公社の発注工事に限る。ただし、資本関係のある発注者からの工事成績評定点を除く。）について評価する。工事成績評定点の3件の平均点が80点以上で4点、70点を超え80点未満で $4.0 \times (\text{評定点} - 70) \div 10$ 点を与える。ただし、70点以下は加点しない。

なお、件数が3件に満たない場合は、残りの件数を全て65点とする。

- (イ) 令和3年度以降に元請け又は共同企業体の構成員として完成及び引渡し完了した、舗装工事における主任（監理）技術者又は現場代理人としての優秀建設技術者表彰有り（対象工事は、国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社及び地方道路公社の発注工事に限る。ただし、資本関係のある発注者からの表彰を除く。また、共同企業体の構成員としての表彰は、出資割合が30%以上であるものに限る。）で4点、主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した令和3年度以降に、元請け又は共同企業体の構成員として完成・引渡し完了した、舗装工事における優良工事施工団体表彰有り（対象工事は、国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社及び地方道路公社の発注工事に限る。ただし、資本関係のある発注者からの表彰を除く。また、共同企業体の構成員としての表彰は、出資割合が30%以上であるものに限る。）で2点を与える。ただし、感謝状については対象外とする。

- (ウ) 令和2年度以降に元請け又は共同企業体の代表構成員として完成及び引渡し完了した、次の同種・同規模工事（対象工事は、国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社及び地方道路公社の発注工事に限る。）の経験及び従事役職について評価する。従事役職が主任（監理）技術者での施工実績ありで4点、現場代理人での施工実績ありで2点を与える。

同種・同規模工事：10,000m²以上の連続鉄筋コンクリート舗装工事

- (エ) 公告した年度の4月1日時点において満40歳以下の若手技術者又は女性技術者を、主任（監理）技術者として配置した場合で2点、現場代理人として配置した場合で1点を与える。

なお、満年齢は、年齢計算に関する法律に基づき計算を行うものとする。

※ 満40歳以下の女性技術者を配置した場合であっても、配点の加算はしない。

- (オ) 主任（監理）技術者の保有する専門資格について評価し、1級舗装施工管理技術者を保有している場合は4点、2級舗装施工管理技術者を保有している場合は2点を与える。

- (カ) 継続教育（CPD）の取組について評価し、建設系CPD協議会加盟団体が運営する制度における令和6年度の学習実績が、20単位以上で4点、10単位を超え20単位未満で $4.0 \times (\text{取得単位} - 10) \div 10$ 点を与える。ただし、10単位以下又は単位なしの場合は加点しない。

(3) 総合評価の方法

3(2)に示す評価項目の提案が適正であるものには、標準点100点に加え加算点を次のとおり与える。

(加算点配点の内訳)

ア 企業の実績・能力（共同企業体の場合は、代表構成員の実績・能力を評価）

評価内容	評価基準	配点	得点
令和5年度以降の舗装工事における優良工事施工団体表彰の有無	広島高速道路公社表彰等の実績あり (※広島高速道路公社の優良工事表彰、中国地方整備局の局長表彰、広島県及び広島市の特別表彰の実績有り)	4.0	／4.0
	上記以外の表彰の実績あり	2.0	
	表彰の実績なし	0.0	
令和4年度以降の同種工事における工事成績評定点の3件の平均点	80点以上	4.0	／4.0
	70点を超え80点未満	}	
	70点以下	0.0	

イ 配置予定技術者の実績・能力（共同企業体の場合は、代表構成員の実績・能力を評価）

評価内容	評価基準	配点	得点
平成29年度以降の舗装工事における主任（監理）技術者又は現場代理人としての工事成績評定点の3件の平均点	80点以上	4.0	／4.0
	70点を超え80点未満	}	
	70点以下	0.0	
令和3年度以降に舗装工事における主任（監理）技術者又は現場代理人としての優秀建設技術者表彰等の有無	優秀建設技術者表彰の実績あり	4.0	／4.0
	優良工事施工団体表彰の実績あり (※主任（監理）技術者又は現場代理人として工事を担当し、工事の優良工事施工団体表彰は受けたが、個人の優秀技術者表彰は受けていなかった実績あり)	2.0	
	表彰の実績なし	0.0	
令和2年度以降の同種・同規模工事における従事役職	主任（監理）技術者での施工実績あり	4.0	／4.0
	現場代理人での施工実績あり	2.0	
	施工実績なし	0.0	
若手技術者（公告日の属する年度の4月1日時点で満40歳以下）又は女性技術者の配置	主任（監理）技術者として配置	2.0	／2.0
	現場代理人として配置	1.0	
	上記以外	0.0	
主任（監理）技術者の保有する専門資格	1級舗装施工管理技術者	4.0	／4.0
	2級舗装施工管理技術者	2.0	
	保有専門資格なし	0.0	
継続教育（CPD）の取組	20単位以上取得	4.0	／4.0
	10単位を超え20単位未満取得	}	
	10単位以下又は取得単位なし	0.0	

(4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は「価格」、3(2)に示す評価項目の提案をもって入札に参加し、次の(ア)及び(イ)すべての要件に該当する者のうち、3(3)「総合評価の方法」によって得られる標準点及び加算点の合計を入札価格（単位：十億円）で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- (f) 入札価格が予定価格の制限範囲以内であること。
- (g) 各評価項目に対する提案が、公告に記載された施工条件を満たし、適正であること。
- イ アにおいて、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。
- ウ 落札者の決定を行なったときは、入札参加者に対して当該落札者決定結果を電子入札システムにより通知する。

4 入札手続等

(1) 担当部課

ア 入札・契約手続に関すること。

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課財務係 電話(082)508-6848

イ 工事内容に関すること。

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 建設部建設第一課 電話(082)508-6855

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

ア 期間 公告の日から令和7年10月8日(水)まで

イ 方法 広島高速道路公社のホームページ(<https://www.h-exp.or.jp/>)「調達情報」からダウンロード

(3) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料等(以下「申請書等」という。)の提出期間及び方法

ア 期間 公告の日から令和7年9月19日(金)午後5時00分まで(必着)

イ 方法 電子入札システムを利用して公社に提出するものとする。

(4) 競争参加資格の確認及び通知

競争参加資格を確認し、その結果を入札参加申請者に対して、令和7年9月25日(木)までに、電子入札システムの競争参加資格確認通知書により、競争参加資格の有無の通知を行う。

なお、本件工事に係る競争参加資格を有すると確認し得る者がいないときは、本件工事に係る競争入札を中止する場合がある。

5 入札日時等

(1) 入札、開札の日時(予定)、場所、入札書・工事費内訳書の提出方法等

ア 開札日時 令和7年10月9日(木) 午前10時00分

イ 開札場所 広島市東区温品一丁目8番23号 広島高速道路公社 会議室

ウ 入札方法 電子入札により実施する。

- ・ 入札到達期限は、令和7年10月8日(水)の午後5時00分までとする。

- ・ 工事費内訳書は、電子入札システムの入札書に添付して提出すること。

エ 立 会 入札参加者(入札参加者の代理人を含む。)は、開札に立ち会うことができる。

(2) 入札金額等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力すること。

また、入札書には、3桁のくじ入力番号を入力すること。

(3) 工事費内訳書

本件工事の入札参加者は、広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱第36条の2第2項により、入札時に工事費内訳書を提出しなければならない。入札書の提出期限までに工事費内訳書の提出がない場合、入札は無効とする。入札参加者は、(1)ウのとおり工事費内訳書は、電子入札システムの入札書に添付して提出すること。工事費内訳書の作成に当たっては、【共同企業体の場合】様式13又は【単体企業の場合】様式8に従い、「工事数量総括表」に記載された項目に係る金額を記載するものとする。

(4) 入札回数等

第1回目の開札において予定価格に達する入札書が無いときは、1回に限り再度入札を行う。再度入札を行う場合は、入札参加者に対し、直ちに第1回目の最低入札価格を電子入札システムにより通知する。

再度の入札の受付締切日時は当初の入札の開札日の当日午後5時00分とし、開札は翌営業日に行う。

なお、初度の入札に参加しなかった者、初度の入札において無効又は失格となった者は、再度入札には参加できない。

(5) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付（請負代金額の10分の1以上を契約締結日までに納付）

ただし、国債若しくは地方債又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は履行保証契約を締結し、当該保険証券又は保証証券を広島高速道路公社に寄託したときは、契約保証金の納付を免除する。

(6) 入札の無効

公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の提出した入札及び入札に際しての注意事項に違反した入札並びに広島高速道路公社契約細則第13条、広島高速道路公社電子入札実施要綱11-8、広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）第20条の2、第36条の2第3項の各号に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、広島高速道路公社により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に2に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

6 低入札価格調査等について

(1) 調査基準価格に満たない入札があった場合の取扱い

本件工事は、調査基準価格を設定しており、評価値の最も高い者の入札価格がこれを下回る場合は、当該評価値の最も高い者に広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱第38条に基づく調査（以下「調査」という。）を行った上で、後日落札決定する。

調査は、広島高速道路公社建設工事低入札価格調査制度事務取扱要綱により行うので、入札者は当該調査に協力しなければならない。

調査の結果、別に定める「建設工事競争入札に係る適正な履行確保の基準」に掲げる基準のすべてを満たさない場合は、落札者とはしない。

(2) 低価格入札者を落札者とした場合の措置

ア 契約保証金

契約締結に当たり、納付すべき契約保証金の額又は保証金額若しくは保険金額は、約款第54条第1項の規定により、当該請負代金額の10分の3以上とする。

なお、契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、約款第54条第2項の規定に基づくものとする。

イ 配置予定技術者の増員等

調査の結果落札者となった者は、約款第54条第3項の規定により、本件工事において、主任（監理）技術者とは別に同一の資格（2(3)ウに掲げる施工経験を除く。）を有した技術者を専任で1名現場に追加配置すること。この場合、追加配置した技術者（以下「追加配置技術者」という。）が現場代理人を兼務することは認めない。

なお、追加配置技術者は施工中、監理技術者又は主任技術者を補助し、監理技術者又は主任技術者と同様の職務を行うものとする。また、追加配置技術者を求められることとなった場合には、約款第10条第1項第2号の規定に基づき、その氏名その他必要な事項を監理技術者又は主任技術者の通知と同様に発注者に通知するものとする。

ウ 契約不適合責任期間

約款第54条第4項の規定により、契約不適合責任期間は4年以内（設備機器本体等の場合には2年以内）とする。

エ 契約解除の場合の違約金の額

約款第54条第5項の規定により、請負代金額の10分の3に相当する額とする。

オ 低入札価格調査時提出資料の実施状況調査

上記(1)に示す低入札価格調査時に提出のあった資料等について、実施状況の重点調査を行う予定である。

なお、詳細は土木工事共通仕様書による。

7 配置予定技術者の確認

落札者決定後、コリンズ等により配置予定の技術者の専任違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病気・死亡・退職等の極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更は認められない。病休等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、2【共同企業体の場合】(3)ウ又は(4)ウ、2【単体企業の場合】(3)に掲げる要件を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

8 建設リサイクル法

- (1) 落札者は、建設工事に係る資材の再資源等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「法」という。）第12条第1項に基づく書面（建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等が記載されたもの）、法第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号。以下「省令」という。）第7条に基づく書面（①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用等を明記したもの）を作成し、契約を締結する前に発注者（工事担当課）へ提出し、内容について説明しなければならない。発注者（工事担当課）は、法第13条及び省令第7条に基づく書面の内容を確認後、確認済の印を押し落札者に返却する。
- (2) 落札者は、落札決定後5日以内に、確認済印が押印された法第13条及び省令第7条に基づく書面を発注者（契約担当課）へ提出しなければならない。
- (3) 法第13条及び省令第7条に基づく書面の作成方法については次のとおりとする。
 - ア 解体工事に要する費用及び再資源化に要する費用は、直接工事費とする。
 - イ 再資源化に要する費用は、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。
- (4) 法第13条及び省令第7条に基づく書面が落札決定後5日以内に提出されない場合には、契約締結拒否となる。
- (5) 上記(4)の場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について発注者に請求できない。

9 契約後の技術提案

- (1) 本件工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける、契約後VE工事である。工事請負契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について発注者に提案することができる。提案を採用する場合には、契約変更を行うものとする。詳細は土木工事共通仕様書による。
- (2) VE提案については、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。
- (3) 広島高速道路公社がVE提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

10 前金払及び部分払

本件工事の前金払は、約款第34条を適用し、請負代金額の10分の4以内とする。
部分払は約款第37条を適用する。

11 手続における交渉の有無

無

12 契約書作成の要否

要

13 社会保険等未加入建設業者との一次下請契約について

社会保険等未加入対策の取扱いとは次のとおりとする。

- (1) 受注者は、原則として次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者等（建設業法第2条第3項に規定する建設業者及び同法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者でない、当該義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を一次下請契約（同法第2条第4

項に規定する下請契約をいい、受注者が直接締結するものに限る。以下同じ)の相手方としてはならない。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

- (2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情がある場合であつて発注者が必要であると認める場合には、当該社会保険等未加入建設業者を一次下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内(原則1か月)に、当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出の義務を履行した事実を確認することができる書類(以下「確認書類」という。)を発注者に提出しなければならない。
- (3) 受注者が(1)の規定に違反していると発注者が認める場合又は(2)の前段の規定により発注者が必要であると認めたにもかかわらず、受注者が(2)の後段に規定する期間内(原則1か月)に確認書類を提出しなかった場合には、受注者は、発注者の請求に基づき、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した一次下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額の違約金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (4) 発注者は、受注者が(3)の違約金を請求する対象となった場合には、契約違反として、受注者に対して指名除外措置及び工事成績評定点の減点を行う。

1.4 その他

- (1) 入札参加者は、広島高速道路公社会計規程、広島高速道路公社契約細則、広島高速道路公社電子入札実施要綱、広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱、広島高速道路公社建設工事共同企業体競争入札取扱要綱、その他広島高速道路公社の契約に関する要綱・要領等、約款及び設計図書、仕様書その他契約条件に従い入札すること。
- (2) 入札参加者は、関係法令を遵守すること。
- (3) 設計図書等を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (4) 提出された申請書等に虚偽の記載をした場合には、工事成績評点の減点又は指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 申請書等に誤り又は不備が確認された場合、「申請書記入項目不備」として競争入札参加資格が無い者と扱う場合がある。
- (6) 落札者は、配置予定技術者を本件工事に配置しなければならない。
- (7) 入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行うことがあるので、広島高速道路公社ホームページ「調達情報」を確認すること。
- (8) 広島高速道路公社電子入札実施要綱13-1の各号に該当する場合は、紙面参加をすることができる。
- (9) 公告に定めるもののほか、本件工事に関する入札手続等の詳細は入札説明書による。

以 上